

2021(令和3)年度 定期監査(本庁・支所等)結果に基づく措置状況等の報告(個別事項)

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
2. 監査対象年度 2021(令和3)年度
3. 監査結果報告 2022(令和4)年2月16日

所属等	定期監査結果(指摘事項)	措置状況等
同和課	<p>駐車場管理業務の監査において、詳細の分かる決算資料を提出させ、適正な会計処理が行われているか把握されたい。</p>	<p>【措置済】 措置日：令和3年4月27日 措置日：令和3年10月6日</p> <p>4/27 R2年度事業決算実績報告提出資料を基に、支払領収書/個別駐車場収納状況/収支納帳/通帳の確認を行う。</p> <p>10/6 R3年度上期事業実績報告書資料を基に、支払領収書/個別駐車場収納状況/収支納帳/通帳の確認を行う。</p>
介護高齢福祉課	<p>伊賀地域福祉後見サポートセンター事業委託契約における仕様書について、積算根拠の提出を求め、委託料が適正なものか精査されたい。</p>	<p>【措置済】 措置日：令和3年4月1日</p> <p>昨年度の指摘を受けて、今年度は仕様書の積算根拠を細分化しました。租税公課の中身は前年度課税収入が1,000万円以下の事業者に対してかかる消費税です。</p>
都市計画課	<p>指定管理者のモニタリングにおいて、評価の理由を具体的に記録する等、適正なヒアリングを行われたい。</p>	<p>【検討中】 報告日：令和4年2月22日</p> <p>今後、モニタリングの際に根拠となる資料の提出を求め、評価に取り組んでいきます。</p>